

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書届出書類一覧表 (専任の宅地建物取引士の変更)

注意事項

- ・この一覧表は、中部地方整備局長宛に届出する場合の標準的な届出書類の一覧です。
- ・必要な書類は、案件ごとに変わる場合がありますので、一覧表に掲げる書類以外の資料等を提出いただく場合があります。
- ・ご不明な点は担当者までご相談ください。

連絡先：名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局 建政部 建設産業課 不動産業係
電話：052-687-8523

◎=必ず必要なもの、○=条件により必要となるもの

	書類の名称	就任		退任		氏名等変更 法人 ○ 個人 ○	備考
		法人 ○	個人 ○	法人 ○	個人 ○		
1	宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書 様式第三号の四(第一面)	○	○	○	○	○	
1	宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書 様式第三号の四(第四面)	○	○	○	○	○	・該当部分のみ記載
2	添付書類(3) 専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	○	○		・印は届出印と同じもの ・従事する者の人数は専任の宅地建物取引士を含む人数
3	添付書類(6) 略歴書	○	○				・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・住民票の住所を記載。住民票の住所以外の所に居住している場合は、「居所」としてその居所も併記すること ・職名は専任の宅地建物取引士と記入すること ・職歴は主要なものを全て記載すること ・他法人の役員、従業者等を兼務する場合は全て記入 ・事務所名を記載、兼務の別が最終頁「別表1」に該当する場合は別途書類が必要
4	専任の宅地建物取引士の31条の3誓約書	○	○				・様式1 ・就任がなく退任のみの場合は不要。
5	宅地建物取引士証の写し	○	○				・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・住所変更がなされている場合は裏面も添付すること
6	専任の宅地建物取引士の専任性を確認する書類 (健康保険証、又は 雇用保険証等の写し)	○	○				・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・提出書類が出向元の名称である場合は様式7を提出
7	専任の宅地建物取引士の専任性を確認する書類 (居所証明)	○	○				・就任がなく退任のみの場合は不要。 ・3の略歴書で「居所」を記載した場合、公共料金の請求書、賃貸借契約書の写しなどを居所確認のため添付すること
8	「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者」ではないことを証する書類 (①もしくは②のどちらか)	○	○				【①、②に共通する事項】 ・本紙を提出 ・発行日から3ヶ月以内のもの 【①の場合】 ・身分証明書は「後見人の登記の通知を受けていないこと、「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、「破産宣告の通知を受けていないことの3点の証明が必要 【②の場合】 ・医師の診断書には、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する」旨の記載が必要。医師の診断書を提出される場合は、様式について事前に中部地方整備局 建設産業課に相談すること ・身分証明書は少なくとも、「破産宣告の通知を受けていないことの証明が必要
9	戸籍謄(抄)本					○ ○	・発行日から3ヶ月以内のもの
10	変更届に係る委任状	○	○	○ ○	○ ○		・代理人が届出をする場合

別表1

兼務状況			必要書類の内容	様式の別
申請者A社	他社B社			
代表取締役 (専任取引士と兼務している場合は除く。)	代表取締役	A社に常勤できる	同一建物、使用人一任などの理由でA社の代表権執行に支障が無い旨の誓約書	様式3
		A社に常勤できない	A社本店に政令使用人を設置し、常勤できるようになれば解任させる旨の誓約書	様式4
	その他役員	B社では非常勤	B社代表者による、非常勤である旨の誓約書	様式2
		A社に出向中	B社代表者による出向証明書	様式7
政令使用人 (専任取引士と兼務している場合は除く。)	代表取締役		使用人一任などの理由でB社の代表権執行に支障が無い旨の誓約書	様式3
	その他役員	B社では非常勤	B社代表者による、非常勤である旨の誓約書	様式2
		A社に出向中	B社代表者による出向証明書	様式7
専任取引士	代表取締役		使用人一任の理由でB社の代表権執行に支障が無い旨の誓約書	様式3
	その他役員	B社では非常勤	B社代表者による、非常勤である旨の誓約書	様式2
		A社に出向中	B社代表者による出向証明書	様式7